

令和4年度（2022年度） 大洗町ビーチテニスクラブ 事業計画書

提出日 2022/02/26

【目次】

- 1 管理運営を行うに当たっての経営方針について…P2
- 2 施設の管理について…P2
- 3 施設の運営について…P4
- 4 個人情報の保護の措置について…P5
- 5 緊急時対応について…P5
- 6 団体の理念等について…P5
- 7 特記事項…P8
- 8 事業別計画（概要）…P10
 収支予算書…P14

指定管理者 プレイン・テニス企画合同会社
代表者 代表社員 平野徳浩
所在地 〒310-0851 茨城県水戸市千波町 168-33
電話番号 029-244-3263
ウェブサイト 大洗町ビーチテニスクラブ HP 内「運営ページ」
<https://oarai-town-beach-tennis-club.jimdofree.com/>

1 管理運営を行うに当たっての経営方針について

(1) 指定管理者として公平、公正、信頼性に基づく管理運営

大洗町の施設として、法令を遵守し、公平、公正、信頼性に基づいた管理運営を行う。
また、事業による収益は全て、さらに公益を産するための費用に当てる。

(2) 施設的环境を生かした管理運営

施設環境を生かして、町民をはじめ、国内外のスポーツ愛好者、競技者、ツーリストが楽しみ、交流を深める場としてさらに発展して行くよう努める。

(3) 利用率の向上及びコスト削減に努める管理運営

施設利用者の多様な要望に対して柔軟に応じて、多くの人々に親しまれるように管理運営を行う。また、コスト削減に最大限努めて管理運営を行う。

(4) インクルーシブな環境づくりを目指した管理運営

幼児から高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍の違い、さらに、能力・経験値などに関わらず、皆が理解し合い、尊敬し合い、楽しみ合うスポーツ環境づくりを目指す。

(5) 「協働」と「循環」を育む管理運営

テニス施設における事業を維持・発展させるために、企業や団体、そして多くの人々の協力が得られる体制を構築する。また、スポーツと出会い、遊び、学び、自己を高め、交流を広げ、さらに、導き、支えるといった循環を育む環境づくりを目指す。

2 施設の管理について

(1) 管理運営体制(組織図、人員及び職務)

総括責任者として代表1名、そして副代表1名が常駐する。その他に職員を8名程度配置する。代表も含め職員業務の概要は次項に付した図「職員業務の概要」の通りである。

また、事業運営においては、ボランティアによる様々な役務の提供支援を受ける。

(2) 職員の研修計画

安全管理、接客マナー、テニス指導等の専門分野だけでなく、スポーツ、健康、環境、人権に関する研修を行い、地域社会に貢献できるよう総合的なスキルアップを図る。

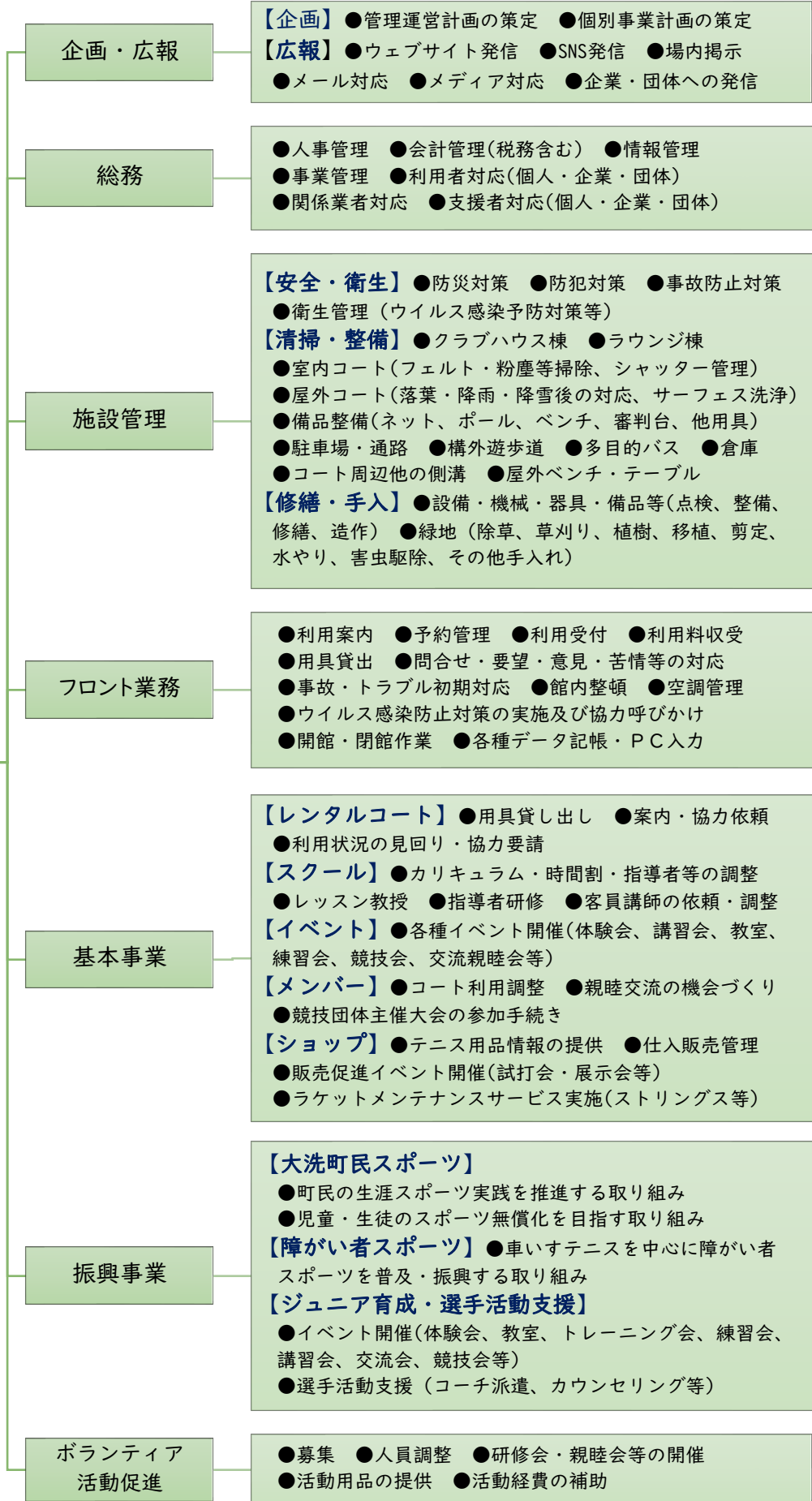
- ① 安全対策のための受講および訓練（年1回）
- ② スタッフ全体会議・研修（月例）
- ③ (財)日本テニス協会等が主催する研修会への参加（年2回）
- ④ (財)日本障がい者スポーツ協会等が主催する研修会への参加（年1回）
- ⑤ 他施設の見学（年1回）
- ⑥ 各種資料活用による見地を広げる（随時）

〔図〕
職員業務
の概要

代表
総括責任者
(1名)

副代表
(1名)

他職員
(8名程度)



3 施設の運営について

(1) サービス向上のための方策

利用者のニーズの把握に努め、サービス向上策を検討して業務改善を図る。また、施設内に限らず広い視野でテニスのみならずスポーツ愛好者および興味保有者の意向・動向を探り、これからの社会が求めるスポーツ施設づくりを目指す。

(2) 効率的な管理運営のための方策

利用者の利便性を高めるため、そして効率的な管理運営のために、キャッシュレス対応システムや、インターネット予約システム等の導入を進める。

そのほか業務効率化を図るためにはITツールの活用も進める。

広報においてはウェブサイトを開設するほか、Facebookや、LINE公式アカウント、YouTubeチャンネル、インスタグラムなども活用してPR活動に努める。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

< 要望の把握 >

- ① 利用者からの声、及び、職員による聞き取りから得られる要望を日々記録する。
- ② 表に現れる要望のみならず、利用状況の観察により職員の所感も記録する。
- ③ 適時アンケートを実施し要望を把握・確認する。

< 要望の実現策 >

- ① 各要望についてワーキンググループ会議や職員全体会議を通して対応策を検討する。
- ② 容易に課題が解決できるものについては速やかに実現に移す。
- ③ 大きな問題や、課題がある案件については、検討を重ねて実現に向けて努力する。
- ④ 当運営組織内で解決が叶わない案件については、大洗町、さらに賛同いただける企業・団体・個人にも支援を求めて実現を目指す。

(4) 利用者のトラブル未然防止と対処方法

職員会議又は連絡ツールにて常に情報を共有し、事前にトラブルを回避する対策を講じ、トラブル発生時には、迅速かつ適切な対応が可能な体制をつくる。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

公益を目的として、地域の企業・団体と次のような連携を図る。

- ① スポーツの振興に貢献するため、テニス競技団体（全国・関東・県・近隣市町村）や、各種スポーツ振興団体、さらに他のスポーツ施設とも連携を図り協力する。
- ② 地域産業に貢献するために、特に宿泊や、交通、飲食、観光、物販などの分野において、各事業者に対して公平性・共益性のある提携内容を提案及び推進し、観光客の誘致促進を図る。
- ③ 新興事業のイベント開催に際して企業・団体に協賛支援を求める
- ④ 施設の維持・発展のためネーミングライツ活用を推進する。

4 個人情報保護の措置について

個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の不正使用や流出を防ぎ、個人情報を適切に使用していくための「個人情報保護基本方針」を策定し、継続して取り組むための体制をつくる。取得する情報内容は必要最低限にとどめ、必要期間保存した後に確実な廃棄を行う。

5 緊急時対応について

(1) 防犯及び防災の対応

当社の責任において適切に管理・監督を行うものとする。防災対策については自然災害や火災等に適切に対応できるよう、施設防災マニュアルを作成すると共に、定期的に教育・訓練を行う。

(2) その他の緊急時の対応

速やかに対応が可能なように緊急時対応マニュアルを作成し、体制を整備する。
AEDについては、職員全員が講習を受け緊急時に対応できるようにする。

(3) 災害発生時の地域貢献

一時避難所として帰宅困難者や住民を可能な限り支援する。

6 団体の理念等について

(1) 団体の目標

幼児から高齢者まで、障がいの有無や性別、国籍の違い、さらに、能力・経験値などに関わらず、多くの人々がスポーツを通して遊び、学び、高め、交流を広げ、支え合うことのできる機会を提供し、みんなが理解し合い、尊敬し合い、楽しみ合うことのできる環境づくりを目指す。そして、この環境を維持・発展させるために、企業や団体、そして多くの人々の協力が得られる体制を構築し、地域の活力向上に貢献することを目標とする。

(2) 施設の現状に対する考え方及び将来の展望

<1> 町民の健康長寿に貢献する施設として

大洗町民の平均寿命は国内ランキングでかなり下位にある。町のスポーツ施設が果たすべき使命は、まず、町民の誰もが身近に健康的(※)なスポーツに親しみ、楽しむことができる環境をつくり、健康長寿なまちづくりに貢献することである。(※参考：諸外国の幾つかの研究機関においてスポーツが健康に与える影響の調査が行われているが、いずれの調査結果においても、テニスは長寿に最も有利なスポーツであると示している。)

これまで町民の施設利用促進の方策としては、次のような取り組みを行ってきた。

- 町民優先とする体験会や教室の開催

- テニスコート無料開放および用具の貸し出し
- スクール受講料の減免（町民 25%割引）
- コート利用会員会費の減免（町民 20%割引）

これらの取り組みにより、大洗町民の利用者数は年々増加している。（コロナ禍では足踏み状態）。今後、町民利用をいっそう促すためには次のような問題を解決していかなければならない。

一つはアクセスの問題である。大洗町に住んではいても、児童・青少年や、車を運転しない成人にとって大半は自力での来場が困難である。施設を利用できるのは、徒歩または自転車で往復できる近所に住む人か、車を所持し運転が可能な人、或いは家族等の送迎が得られる人に限られている。

町民スポーツ普及において、もう一つ大きな壁となっているのは経済的な壁である。当施設のスクール事業における受講料等は、他施設の料金と比べて安価ではあるが、誰もが気軽に負担できる金額とは言えない。テニスに興味を持っていても、スポーツをやってみたいと思っても、経済事情によって施設を利用することを断念している人が多いのが実情であろう。各地区、各年齢層、障がいの有無、スポーツをする頻度、スポーツをする目的などにかかわらず、町民の誰もがスポーツの意義を享受できるような環境が整うことが理想である。公共スポーツ施設を利用する際の受益者負担は当たり前のことかもしれないが、とりわけ次世代を担う子供たちには、教育の無償化のごとく、スポーツの無償化を実現することを理想目標の一つとして掲げたい。

その他の課題としては、施設の基本整備を進めることや、イベントやスクールのプログラムを充実させること、身体障がい者のみならず知的・精神障がい者も利用できるようにすること、さらに、利用促進のためスポーツにおける健康意識・価値観の共有を導く普及啓発活動を進めることなどが挙げられる。

< 2 > 総合型地域スポーツクラブの一拠点として

総合型地域スポーツクラブの育成は、スポーツ振興のみならず、社会環境が変化する中で、地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復、学校運動部活動と地域との連携など、これからの新たな地域社会の形成にも寄与することが期待できる。

総合型地域スポーツクラブを育成していく最大のメリットは、誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現であり、以下のような社会的な貢献が期待できる。

- スポーツ文化の醸成
- 青少年の健全育成、地域教育力の向上
- 親子や家族の交流、世代間交流の促進、異人種も交えた地域のコミュニティの形成
- 施設の有効活用（町民が憩う公園、また、自然災害時の緊急避難場所として活用）
- 地域の健康水準の向上
- 高齢者の生きがいづくり（生涯スポーツの実践、各種ボランティア活動）
- みんなによるクラブづくり（障がいの有無に関わらず子どもから高齢者まで参加）

< 3 > スポーツツーリズムのまちづくりへの貢献

近年、世界的にスポーツ体験や、観戦、競技参加を目的に旅行をする観光客は年々増加傾向にあったが、この2年間はコロナ禍の影響により大きく抑制され続けてきた。感染症拡大の懸念が減り、諸制限が解かれれば、観光客の再増加は見込まれるところである。

自治体によるスポーツツーリズムの推進は、地域産業や、住民活動の活性化につながる。スポーツによる国内外からの集客増大は、特に季節の影響を大きく受ける商業・観光産業においては繁忙期と閑散期の格差を縮小し、雇用効果を創出する。そのほかスポーツ先進都市としてのイメージの向上は、自治体の発展に大きく関与するであろう。

旅行者のみならず、日帰りでイベントに参加する訪問者も大きな経済効果が得られる存在として期待すべきところである。

テニスは、国内外の様々なアンケートのデータランキングにおいて「最も好きなスポーツ」、「よく観るスポーツ」、「行っているスポーツ」、「今後したいスポーツ」でそれぞれ上位に位置するスポーツであり、一年を通してスポーツ観光客を取り込むことが期待できるスポーツである。

大洗町においてテニス施設をより整備・充実させることは、「リゾート大洗」の魅力の幅を確実に広げ、観光関連産業はじめ、様々な業種へプラス効果をもたらし、地域経済貢献の一役を担える存在と成り得る。

今後の課題としては、施設の整備・充実化を進めることのほか、観光客の誘致を促進するために、宿泊や、交通、飲食、観光、物販などの分野において地域連携を進めること、さらに、外国人が利用しやすい施設にするために、案内およびサービスにおける多言語対応の改善・強化を図ったりすることも大切である。



7 特記事項

(1) 長期にわたるコロナ禍の影響と今後の施設運営

< 1 > コロナ禍の影響（利用者及び収支状況）

- ① 個人利用者の減少による収入減
 - 休業および営業時間の短縮
 - スクール各クラス定員の縮小（定員を24人から6人に縮小したクラスも）
 - イベントの開催中止および規模の縮小（2019年度以前は制限なし）
 - レンタルコートのコート内定員の縮小（2019年度以前は制限なし）
- ② 法人・団体利用がなくなったことによる収入の減少
（国際大会開催、講習会、親睦会、合宿利用、撮影など）
- ③ ボランティア活動者の支援減少に伴う職員労務の増加（→人件費増加）
 - スクール指導助手およびイベント運営助手の減少
 - 施設管理における各種作業者の減少
- ④ 感染防止対策に係る経費（人件費、消耗品費）の増加
 - 対策の策定・改定及び、案内発信・更新に係る労務の増加
 - 休業、時間短縮、資格制限、人数制限に対応して連絡・案内に係る労務の増加
 - 消毒作業に係る消耗品費の増加および労務の増加
 - 利用者対応（協力呼びかけ・巡視・指導等）に係る労務の増加
- ⑤ 各種支援金の申請事務に係る労務の増加
（雇用調整助成金、家賃支援給付金、茨城県による協力金など）

< 2 > 今後の施設運営

当社は昨年度および今年度の事業計画について、コロナ禍の影響をほとんど受けない前提として立案した。しかし、実際には上記の通りコロナ禍の影響を大きく受け、特に支出を大きく増やし、業績は大きく落ち込む結果となった。幸いにも国や、県、大洗町より支援措置を受けることができたが、経営基盤を安定させるには足りず、当社は苦況にある。

当社は、テニス施設において施設を確実に管理し、公共性・公益性の高い事業を進めて行くためには、まず、スクール事業とイベント事業を主軸にして健全運営に不可欠な収益を得、次に、普及・振興すべき事業により注力できるよう、多くのボランティアの協力や、企業・団体等から支援を受けることが必要であると考えている。

コロナ禍の影響を受ける中、事業において公共性と収益を両立させることは容易ではない。次年度の事業計画は、コロナ禍の影響を十分に考慮して策定することが重要であるが、現在のところ、次年度について大洗町と締結している協定を全て遵守し、当社単独の力で経営を継続していく見通しを立てられない状況にある。

大洗町ビーチテニスクラブはバリアフリー施設としてリニューアルし、障がいを持つ方々も含めて国内外から多くの人々を招き入れることのできる環境が整いつつある。コート面数からすれば、小規模なテニス施設といえるが、当社は今後大洗町においてこの施設が果たす

役割は無限大と考え、新しい形のスポーツ施設を創造して行くことを目指している。

現在、当社は困難な経営状況にあるが、総力を挙げて何とかこの難局を乗り越え、理想に向かってチャレンジを続けて行きたいと願っている。

(2) 施設の維持・発展させるための要望

① 屋外コート（全4面）のサーフェス改修

サーフェスにクラック（割れ目）が目立ってきており、事故発生も懸念される。

② 室内コート（全2面）のサーフェス改修

湿度が高い時にサーフェスが結露して使用に適さない状態になる。全天候型施設と称せない状態である。また、サーフェスの劣化も進んでいる。

③ 駐車場の拡張整備（緑地臨時スペースを舗装）

土・日のみならず、平日の小規模イベントに際しても満車状態となっている。講習会や研修会、競技会を開催するためには駐車スペースが足りなすぎる。

④ 駐輪場の設置

現在は二輪専用のスペースが設置されていない。

⑤ 室内コート（一部）および、屋外コート（3面）照明器改修

⑥ 屋外コートのフェンス改修（全4面）

⑦ 室内コートの内外壁およびシャッター改修

⑧ 屋外コートの増面。（2面～4面の新設）

合宿誘致のためには6面、競技会を誘致するためには8面のコートが必要である。

⑨ ネーミングライツの導入

上記の設備改修を早期に実現するため

⑩ 大洗駅と当施設を結ぶ巡回バスの新設、または、周遊バス「海遊号」の路線新設。



8 事業別計画（概要）

（1）レンタルコート事業（指定事業）

① 目的

プレー環境を整え、個人および、団体、法人のスポーツ活動の活性化に寄与する。

② 施設

- 室内コート×2面 ●屋外コート×4面 ●壁打コート×1面
- クラブハウス ●駐車場 ●緑地

③ コート使用時間

<屋外コートについて サーフェスの補修及び照明器の改修がなされた場合>

平日…9:00～21:00まで 土日祝…9:00～18:00

<屋外コートについて サーフェスの補修及び照明器の改修がなされない場合>

平日…9:00～日没まで 土日祝…9:00～18:00

<室内コートについて>

スクール事業およびイベント事業を優先して計画し、時間枠を別途定める。

※ 団体・法人で特定の条件を満たす場合は上記以外の時間にも利用可能とする。

※ スクールの開講時間およびイベント開催時間は別途個別に定める。

④ 休業日、及び、臨時に営業時間を変更する日

<休業日> 2023年1月1日 ※ 年間 364日営業

<臨時の時間短縮営業日> 運営上必要に応じて定める

⑤ コート使用料 ※消費税10%込み

種 別	単 位 (1時間)	改定案		現 行	
		基本	減免	基本	減免
屋外コート使用料	1面	1100円	550円	1100円	550円
屋外コート照明料	1面	1100円	適用無	1100円	適用無
室内コート使用料	1面	4400円	2200円	4400円	2200円
室内コート照明料フル	1面全灯	1100円	適用無	2200円	適用無
室内コート照明料エコ	1面半灯	550円	適用無	1100円	適用無
壁打コート使用料	1面	440円	220円	440円	220円

※ 上記の現行使用料は大洗町の定めによる。

※ 室内コート利用促進のため照明料を50%値下げする。（2022/04/01より）

【減免料金の対象】

●大洗町民

●広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する方

自己の余暇活動目的に使用する場合に限り、営利や事業を目的とする使用は対象外。

水戸市、ひたちなか市、笠間市、茨城町、城里町、東海村、那珂市、小美玉市

●法人賛助会員及び個人会員、ボランティア支援者

●テニス競技団体

茨城県テニス協会及び高体連等が競技会や講習会等で使用する場合。

●学校テニス部活動利用者

中学校・高等学校の部活動として顧問指導のもとで使用する場合。

【キャンセル料】

前々日まで…無料 前日…基本料金の 25% (減免料金の 50%)

当日…基本料金の 50% (減免料金の 100%)

※ キャンセル免除規定を別に設ける。

⑥ 予約受付

<受付方法> 直接クラブフロント受付または電話による受付

<受付期間> 一般…利用日の1か月前から当日 法人賛助会員…別途規定の通り

⑦ 大洗町民サービス

●町民コート無料開放(平日)

平日の午後4時から午後5時(又は日没)までコートを無料開放とする。

次の場合は除く。イベント開催、団体利用、メンテナンス作業、悪天候、休業。

対象施設は屋外コート2面とする。土・日・祝日の利用については有料。

(2) テニススクール事業(自主事業)

① 目的

●子どもたちが、安全にスポーツ活動を楽しめるように環境を整え、技能のみならずマナーや、エチケット、ルールを大切に心が養われるように働きかけを行う。

●どの年代からでも、スポーツを始められるよう支援し、生涯を通じてスポーツを楽しむ方法や機会を提供する。

●健康増進や交流を目的としてスポーツを実践する環境を提供する。

●技能を更に高めたいという競技者の願いが実現するよう支援する。

② 実施期間及び時間

通年実施。開講時間帯は9:00~21:00。

③ 実施回数(国や県・町より休業・時短・資格制限等の要請を受けることが無い場合)

レッスン数:年間1,440回(120回/月×12か月) ※1レッスン…30~120分

④ 実施内容(クラス編成、時間割、受講料等)

別紙開講要項の通り

⑤ 大洗町民サービス

●受講料の減免

●レッスン予約の優先受付(一般…前月25日から、町民及び会員…前月21日から)

(3) イベント事業（自主事業）

① 目的

- 生涯スポーツ支援
- 子供の健全育成
- 交流・親睦
- 選手の育成・支援
- 障がい者スポーツの普及（主に車いすテニス）
- 指導者の養成・支援
- ボランティア活動の促進
- チャリティ

② 実施種別

- 体験会
- 練習会
- 講習会
- 研修会（指導者、ジュニア保護者）
- 親睦交流会
- 学習会（ジュニア）
- 他種目の教室（ヨガ、手芸、語学等）

③ 実施回数（国や県・町より休業・時短・資格制限等の要請を受けることが無い場合）

- 体験会…年 24 回
- 練習会…年 72 回
- 講習会…年 1 回
- 研修会…年 1 回
- 親睦交流会…年 2 回
- 他種目の教室…年 4 回
- 学習会…12回/年（そのほか年間通して多目的室を自習室として開放）

(4) メンバー事業（自主事業）

① 法人賛助会員

【対象】

当施設の運営理念や方針に賛同し、支援する法人及び団体。

事業目的（イベント開催、営業・福利厚生等）で利用する法人及び団体

【特典】

- コート予約の先行受付。 ※一般は 1 か月前から受付
- コート使用料の減免適用。 ※広域利用同様
- スクール及びショップ利用の優待。

② 個人会員

【対象】

クラブの理念や方針に賛同し、会員として健康増進、生涯スポーツの実践、交流・親睦を深めることを希望する個人。

【特典】

- 会員共用コート及び空きコートの利用
※空きコート…レンタル予約または、スクール、イベント等で使用されないコート
- レンタルコート使用料の減免適用。 ※広域利用同様
- スクール受講料の減免適用。
- スクールレッスン予約の優先受付（町民同様）

(5) ショップ事業（自主事業）

プレーヤー個人に合ったテニス用品の情報を提供し、ニーズある商品の販売を行う。
また、テニス用品（主にラケット）のチューンアップサービスを実施する。

(6) 大洗町民スポーツ推進事業（振興事業）

- ① 町民の生涯スポーツ実践を推進する取り組み
 - 教室・体験会の開催（テニス、運動遊び、その他にヨガ、ボッチャなども検討中）
 - テニス用具の貸し出し（ラケット、ボール等）
- ② 児童・生徒のスポーツ無償化の取り組み
 - コート無料開放の定期開催（平日の日没前2時間程度）
 - 無料での体験会・教室の開催
 - 子供会利用でのコート使用料全額免除

(7) 障がい者スポーツ普及事業（振興事業）

- ① 障がい者スポーツ普及の取り組み
 - 車いすテニス練習会の定期開催（週2回、体験者歓迎）
 - (一社)日本車いすテニス協会の助成協力による体験会・講習会の開催
 - いすヨガや、ボッチャなど体験会の開催
 - 用具の貸し出し（競技用車いす、ラケット、ボール）
- ② 障がい者スポーツ振興の取り組み
 - 車いすテニストーナメントの開催
 - ※ 将来的には国際大会として開催

(8) ジュニア育成・選手活動支援（振興事業）

- ① ジュニア育成の取り組み
 - 【対象】5歳から18歳まで
 - 【願い】スポーツを通して個々の心身が健全な成長を果たせるよう、さらに、子供達が競技を通して学びを深め、能力を高め、活動の舞台を広げ、人とのかかわりを大切にする人間に成長するよう。
 - 各種イベントの開催
（体験会、練習会、トレーニング会、講習会、学習会、交流会、合宿、競技会など）
 - 遠征先へのコーチ派遣および、カウンセリングの実施
- ② 選手活動支援の取り組み
 - 【対象】国際大会および全国大会、関東大会に出場する選手
 - 練習コートの提供（減免または、状況によっては無料）
 - 競技用具の提供（原価にて）